

日独スポーツ少年団同時交流事業派遣参加補助金交付要綱

平成27年4月1日制定

平成29年4月1日一部改正

[文化スポーツ部スポーツ振興課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、日独両国スポーツ少年団の優れたリーダーの交流により、日独両国のスポーツ少年団の団活動を活発化し、併せて将来における指導者となるリーダーの研修を目的とし、日独スポーツ少年団同時交流派遣事業参加者（以下「参加者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助額)

第2条 補助金の対象となる事業及び補助額は別表に定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業実施要項

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以下の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により参加者に通知

するものとする。ただし、確定額が、交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の対象となる事業名	補助額
日独スポーツ少年団同時交流事業派遣参加	予算の範囲内で定める額